

府中市告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定による指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、府中市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則第6条に基づき告示する。

令和8年3月1日

府中市長 高野 律雄

1 事業所番号

- (1) 特定相談支援事業 1332901568
- (2) 障害児相談支援事業 1373800455

2 指定事業所の名称及び所在地

- (1) 名称 SPOTTER
- (2) 住所 東京都府中市小柳町二丁目28番19号
フレグランス館101

3 申請者

- (1) 名称 合同会社 SPOTTER
- (2) 住所 東京都府中市小柳町二丁目28番19号
フレグランス館101
- (3) 代表者 小林 由量

4 指定年月日 令和8年3月1日

5 サービス種類 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業

6 主たる対象者 特になし